

2008年3月6日
(改正)2014年7月15日
(改正)2016年3月16日

J-PARC MLF 利用者懇談会 選挙細則

第1条 (目的)

この選挙細則は、J-PARC MLF (Materials and Life Science Facility) 利用者懇談会 (以下「懇談会」という。) の幹事を選挙するために定める。

第2条 (選挙権および被選挙権)

選挙権および被選挙権は、本細則第4条に定める幹事候補者の推薦依頼時において、懇談会会員名簿に掲載されている正会員が持つものとする。

第3条 (選挙管理委員会)

懇談会に選挙管理委員会を置く。会長が幹事の1名を選挙管理委員長に任命する。選挙管理委員長は、産学官を代表する5名の会員を選挙管理委員に任命し、選挙管理委員会を組織する。

第4条 (推薦)

幹事候補者は、3名以上の正会員から推薦された者と、幹事会が推薦する者とする。選挙管理委員会は、メールにより正会員に期日を設けて幹事候補者の推薦を依頼し、3名以上の正会員から推薦があった者を会員推薦幹事候補者とする。

第5条 (投票)

投票に際しては、選挙管理委員会からのメールにより添付された投票様式を用いることとし、投票様式に記載された候補者リストの中から選挙管理委員会が指定する改選数 (7名) までを選択して投票するものとする。

第6条 (投票様式の送付方法)

正会員は、候補者の氏名を選択した投票様式を添付の上、投票者の所属・氏名を添記したメールにより、選挙管理委員会宛送付する。

第7条 (投票期限)

投票の期限は別途選挙管理委員会が定める。この期限までに選挙管理委員会に届いたものを開票の対象とする。

第8条（開票）

選挙管理委員会は、投票期限後速やかに投票を開票する。

第9条(当選者の認定)

選挙管理委員会は、開票の結果得票数の上位から7名を当選者と認定する。獲得得票数が同数の場合には同数のものをすべて同位とする。当選者数が7名を超えた場合には会長により当選者を認定し、投票数が同数で認定から洩れた者を次点者とする。選挙管理委員会は、認定した当選者を懇談会会員に告知する。

第10条（辞退）

選挙管理委員会によって告知された当選者が、やむをえない事情により幹事への就任を辞退したいときには、速やかに選挙管理委員会にその理由とともに辞退の希望を伝えることとする。選挙管理委員会は、その理由がやむをえないと認められるときにはその者の辞退を認め、次点者の繰り上がり当選を認定する。

第11条（疑義）

選挙管理委員会は、この選挙細則に定めがないこと、あるいは、選挙細則に関して疑義がある場合には、合理的に判断して選挙事務を執り行うこととする。

付則

1. この選挙細則は2008年4月1日より施行する。
2. 懇談会設立当初の暫定措置として、第1期の幹事のうち、2名の任期の終了を2010年3月31日とし、2009年度に第1回目の定期選挙を実施する。
3. この選挙細則は2014年7月15日より施行する。
4. この選挙細則は2016年3月16日より施行する。